

平成29年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る 入札契約制度の改正について

平成26年6月に公共工事の品質確保とその担い手の確保や育成を実現するためいわゆる「担い手三法」が改正され、本市水道局におきましては、その基本理念等を念頭に入札契約制度の改正を行ってきたところです。

平成29年度についても、契約の透明性、公正性、競争性を確保しつつ、適正価格での契約により、公共工事の品質確保と建設業の健全な発展を図るため、「担い手三法」の改正の趣旨及び地域の実情等を踏まえ検討を行い、建設工事及び建設コンサルタント業務等について下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

1. 最低制限価格制度における算定方法の見直し
2. (監理)技術者の兼任の緩和

平成 29 年 4 月 7 日

大分市水道局総務課 契約監理室

1. 最低制限価格制度における算定方法を見直します

本市水道局では、平成18年度より建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンプینگ受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、最低制限価格制度を実施し、その算定は独自の方式を採用していましたが、平成29年度より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル等に準拠した算定方法に見直します。

建設工事(全業種共通)

設計額をもとに(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により最低制限価格を算定します。

(1) 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費の97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費等の55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。上記の合算額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする)。

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

(2) 制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(3) 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

建設コンサルタント業務等

建設工事と同様、(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により最低制限価格を算定します。

(1) 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目①} + \text{項目②} + \text{項目③} + \text{項目④}) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げるそれぞれの額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)の合算額に、100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする)とする。

(2) 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

(3) 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	①	②	③	④	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—	6/10から8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10から8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額	6/10から8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額	2/3から8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額	6/10から8/10

◆ 平成29年4月11日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

2. (監理)技術者の兼任の緩和について

本市水道局では、「現場代理人の常駐緩和措置」及び「主任（監理）技術者の専任を要しない期間等」を定め、技術者不足の解消に努めておりますが、今般、配置技術者不足等による入札不調の増加傾向が見られることから、工場製作期間の現場代理人と監理技術者の兼任条件を見直します。

《兼任を認める要件》

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、同一工場で同種工事の製作のみが行われている期間とし、書面により明確となっていること。

《現場代理人と監理技術者の兼任の組合せの例》

1. 水道局発注の工事（契約済工事、あと工事）において、契約済工事の監理技術者は、あと工事の現場代理人と監理技術者の兼任を認めます。

水道局発注	水道局発注
契約済工事	あと工事
現場代理人	現場代理人
A氏	B氏
監理技術者	監理技術者
B氏	

2. 契約済の国県他市町村発注工事の監理技術者と、水道局発注のあと工事の現場代理人と監理技術者の兼任を認めます。

国県他市町村発注	水道局発注
契約済工事	あと工事
現場代理人	現場代理人
A氏	B氏
監理技術者	監理技術者
B氏	

◆ 平成29年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。